

## R06 阿見町シティプロモーション戦略策定支援業務仕様書

### 1. 業務名

R06 阿見町シティプロモーション戦略策定支援業務

### 2. 業務の目的

本業務は、阿見町(以下「甲」という。)が策定する「R06 阿見町シティプロモーション戦略策定支援業務」(以下「プロモーション戦略」という。)について、専門的見地からこれを支援するものである。このプロモーション戦略は、甲の強みや弱みを分析した上で、イメージや魅力度等を客観的に調査及び評価し、町民が町民であることを誇りに思うシビックプライドの醸成と、地域資源をはじめとする多様な魅力を町内外に効果的に発信する基本方針及び実施計画を策定することを目的とする。

### 3. 契約及び履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

### 4. 業務の規模

本業務に関する費用は、5,203,000円(消費税及び地方諸費税を含む。)以内とする。

### 5. 業務の内容

次の各号に掲げる項目及び受託者がプロポーザルにおいて提案した事項を履行すること。

#### (1) 現状把握のための基礎調査・分析

アンケート等の実証データや類似都市の参考事例、関係部局の意見等に基づき、プロモーション戦略策定に向けた現状の把握及び課題整理を行う。

#### (2) 策定委員会の運営及び研修会の実施

関係部局との検討会議の運営、協議資料の作成及び協議内容の取りまとめ等を行う。また、職員に対する広報マインドの醸成を図るため研修会を実施する。

ア 策定委員会や研修会で有識者の出席・登壇等が必要な場合、その経費は受託者の負担とする。

イ 有識者の選定にあたっては、事前に甲の承認を得ること。

#### (3) 基本方針・実施計画の作成

(1)・(2)に基づきプロモーション戦略の基本方針・実施計画の策定及び推進体制の提案を行う。策定期間については、基本方針は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年とし、実施計画は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年とする。

ア 基本計画・実施計画は、2月28日までに甲の承認・決定を得たうえで、プロモーション戦略として電子データ一式を契約期間内に提出すること。

#### (4) その他

ア プロモーション戦略は、「阿見町第7次総合計画」の記載内容を熟読の上、内容に整合したものとすること。

イ 受託者は、甲の地域特性を十分理解したうえで、業務を遂行すること。

ウ 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

エ その他プロモーションに資する業務があれば、専門的な見地から必要な助言、支援を行うこと。

オ 甲がこれまで取り組んできたプロモーション関連事業に関する資料、情報については、甲が受託者に対して必要に応じて提供する。

## 6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) プロモーション戦略の基本方針・実施計画(電子データ一式 PDF)
- (2) 業務実施報告書(各業務内容の実施報告、会議録・要旨等)(電子データ一式 PDF)
- (3) その他、各種制作物(電子データ一式 PDF)

## 7. 納品場所

本業務の成果品の納品先は、阿見町町長公室秘書広聴課とする。

## 8. その他

- (1) 契約締結後、速やかに受託業務の実施体制、スケジュールおよび事業計画書を提出すること。
- (2) 本協議の進め方の協議や進行管理、成果等については、常に甲と連携を図り、情報共有を行いつつながら適切に業務を進めること。
- (3) 業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務履行のため以外の目的に不正に使用してはならない。業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により得られた全ての制作物等に関する著作権及び使用权等の一切の権利は、原則として甲に属するものとする。
- (5) 本業務に関する事務処理に当たっては、甲担当者の指示に従うとともに、阿見町財務会計規則(平成3年4月1日規則第8号)に基づいて適切に処理すること。
- (6) 受託者は、受託業務で行う業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (7) 受託者は本業務の実施に当たり、委託業務の要件に反した場合には、甲は委託契約を破棄し、既に委託料の支払いがある場合には委託料の一部又は全部を返還させる権利を有する。
- (8) 受託者は本業務の実施に当たり、法令を遵守しなければならない。
- (9) 本仕様に関し、疑義が生じた場合は協議上決定する。